

主な改正点は次のとおりです。

## 1 リース取引

平成 19 年度の税制改正により、法人がリース取引を行った場合には、そのリース資産の賃貸人から賃借人への売買があったものとして、賃貸人又は賃借人である法人の各事業年度の所得の金額を計算することとされました。

これに伴い、売買があったものとされるリース資産の引渡し（リース譲渡）が長期割賦販売等の範囲に含まれることとされ、賃貸人はリース譲渡に係る収益、費用の計上につき所定の延払基準の方法を選択することができることとされました。

また、従前、賃貸借取引として取り扱われていたいわゆる所有権移転外リース取引に係る減価償却資産については、賃借人においてリース期間定額法により償却を行うこととされました。

### 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義（基通 7 - 6 の 2 - 1 ~ 8 新設）

リース取引が所有権移転外リース取引に該当するかどうかは、賃借人におけるリース資産の減価償却の計算方法等に影響を及ぼすこととなります。

そこで、これらの通達において、リース期間の終了後、無償と変わらない名目的な再リース料によって再リースをすることがリース契約に定められているリース取引など所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義や、所有権移転外リース取引に該当するかどうかの判定要件などについて明らかにしています。

### 賃借人におけるリース資産の取得価額（基通 7 - 6 の 2 - 9 新設）

リース取引を行った賃借人は、リース資産の引渡しの時に売買によりそのリース資産を取得したものとされます。

そこで、本通達において、リース取引を行った賃借人が取得したものとされるリース資産の取得価額は、原則として、そのリース期間中に支払うべきリース料の額の合計額によることを明らかにしています。ただし、リース料の額の合計額のうち利息相当額から成る部分の金額を合理的に区分することができる場合には、そのリース料の額の合計額から利息相当額を控除した金額をそのリース資産の取得価額とすることができる旨を併せて明らかにしています。

### リース期間の終了に伴い返還を受けた資産の取得価額（基通 7 - 6 の 2 - 11 新設）

リース取引を行った賃貸人は、リース資産の引渡しの際にそのリース資産を売却したものとされます。

本通達において、リース期間の終了に伴い賃貸人が賃借人からリース資産の返還を受けた場合には、賃貸人はそのリース期間の終了の際にその資産を取得したものとし、その資産の取得価額は、原則として、その返還時の価額（時価）による旨を明らかにしています。

#### 減価償却に関する明細書（基通 7 - 6 の 2 - 16 新設）

税務上売買があったものとされるリース資産につきその賃借人が賃借料として損金経理をした金額は、償却費として損金経理をした金額に含まれるものとされ、この場合の賃借人は減価償却に関する明細書を確定申告書に添付することを要しないものとされています。ただし、例えば、リース期間におけるリース料の額が均等でないため、賃借料の額と償却限度額が異なることとなるものについては、賃借人において減価償却の償却超過額又は償却不足額が生じる場合があります。

そこで、本通達において、このような場合には、減価償却に関する明細書を使用するなどしてその計算を行う必要がある旨を明らかにしています。

#### リース取引に係る改正通達の適用時期（基通経過的取扱い 新設）

本通達において、リース取引に係る改正後の取扱いは、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結される契約に係るリース取引について適用し、同日前に締結された契約に係るリース取引については、従来どおり取り扱われる旨を明らかにしています。

## 2 棚卸資産の評価

平成 19 年度の税制改正により、棚卸資産の期末評価について低価法を適用する場合における評価額が「当該事業年度終了の際におけるその取得のために通常要する価額」から「当該事業年度終了の際における価額」に改められました。

#### 時価（基通 5 - 2 - 11 新設）

本通達において、棚卸資産について低価法を適用する場合における「当該事業年度終了の際における価額」は、当該事業年度終了の際においてその棚卸資産を売却するものとした場合に通常付される価額（以下「棚卸資産の期末時価」といいます。）によることを明らかにしています。

また、この棚卸資産の期末時価の算定に当たっては、通常、その棚卸資産を商品又は製品として売却するものとした場合の売却可能価額から見積追加製造原価（未

完成品に限ります。)及び見積販売直接経費を控除した「正味売却価額」によることを併せて明らかにしています。

(注) 原材料等のように未加工品である棚卸資産の期末時価は、通常、その再調達原価と一致するものと考えられますので、このような棚卸資産については、再調達原価により算出した金額を期末時価として差し支えありません。

### 3 短期売買商品

平成 19 年度の税制改正により、法人が短期売買商品の譲渡をした場合の譲渡損益の額は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされました。また、事業年度末に有する短期売買商品の評価額は、時価法により評価した金額とし、その時価評価損益は当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされました。

短期売買商品とは、法人が取得した金、銀、白金その他の資産のうち、市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的(以下「短期売買目的」といいます。)で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったもの(以下「専担者売買商品」といいます。)及び専担者売買商品以外でその取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載したものとされています。

#### 専担者売買商品の意義(基通 2 - 3 - 63 新設)

本通達において、専担者売買商品とは、いわゆるトレーディング目的で取得した商品をいうことから、トレーディング業務を日常的に遂行し得る人材によって設置した独立の専門部署により売買がされているものがこれに該当することを明らかにしています。

#### 短期売買目的で取得したものである旨を表示したものの意義(基通 2 - 3 - 64 新設)

本通達において、短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載したものは、その取得の日において、短期売買目的で取得した旨を短期売買商品に係る勘定科目により区分している場合におけるその商品をいうことを明らかにしています。

### 4 役員給与の損金不算入

平成 19 年度の税制改正により、定期同額給与とされる定期給与(その支給時期が 1

月以下の一定の期間ごとである給与をいいます。以下同じ。)の額の改定の範囲に、次に掲げる改定が追加されました。

継続して毎年所定の時期にされる定期給与の額の改定で、その改定が3月経過日等(当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日等をいいます。以下同じ。)後にされることについて特別の事情があると認められるもの  
役員の職制上の地位の変更、役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情(以下「臨時改定事由」といいます。)によりされる定期給与の額の改定

特別の事情があると認められる場合(基通9-2-12の2 新設)

本通達において、上記の「特別の事情があると認められる場合」とは、例えば、次のような事情により定期給与の額の改定が3月経過日等後にされる場合が該当することを明らかにしています。

全国組織の協同組合連合会等でその役員が下部組織である協同組合等の役員から構成されるため、協同組合等の定時総会の終了後でなければ協同組合連合会等の定時総会が開催できないこと

監督官庁の決算承認を要すること等のため、3月経過日等後でなければ定時総会が開催できないこと

法人の役員給与の額がその親会社の役員給与の額を参酌して決定されるなどの常況にあるため、親会社の定時株主総会の終了後でなければ定期給与の額の改定決議ができないこと

職制上の地位の変更等(基通9-2-12の3 新設)

本通達において、上記の「臨時改定事由」とは、例えば、次のような事情が該当することを明らかにしています。

定時株主総会后、次の定時株主総会までの間において社長が退任したことに伴い臨時株主総会の決議により副社長が社長に就任したこと

合併に伴いその役員の職務の内容が大幅に変更されたこと